

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「おいしさに まごころこめて」をグループ全社のモットーとし、安全で高品質な商品作りに務め、食を通じて社会の発展に貢献することを企業理念として掲げております。

また、経営環境の変化に対応して、迅速かつ適正な意思決定を行うことが、消費者の皆様を始め、お取引先様、株主の皆様の信頼性を高めていくとの観点から、コンプライアンスを重視した健全性の高い経営体制の確立を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
豊田通商株式会社	23,146,000	33.40
細貝理栄	5,927,879	8.55
細貝隆志	5,624,758	8.11
株式会社みずほ銀行	2,379,000	3.43
昭和産業株式会社	1,456,000	2.10
日本製粉株式会社	1,420,000	2.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	945,000	1.36
三井住友信託銀行株式会社	921,000	1.32
江崎阿紀子	824,446	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	593,000	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12 月
-----	------

業種	食料品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

豊田通商株式会社は当社議決権の33.48%を所有する筆頭株主であり、当社はその他の関係会社に該当します。当社は取締役8名のうち3名、監査役4名のうち1名を同社より受け入れております。

同社は当社の主要仕入先であり、重要かつ緊密な協力関係を維持しつつ取引を行っておりますが、取引条件等につきましては、市場相場等を勘案し、他の取引先と同様に適正な条件のもとに取引を行っております。

当社グループの経営上の重要事項につきましては、同社の意向によらず、当社取締役会にて十分に討議した上で、当社の責任のもと当社自らが意思決定を行い業務執行をしており、同社からの独立性は十分に確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三浦芳樹	他の会社の出身者					○		○				
結城義晴	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦芳樹		——	現在、豊田通商株式会社の専務取締役食料生活産業本部長の職にあり、長年食料事業に携わってきた経験を活かし、当社の経営全般に對し的確な助言をいただくことで、経営体制を強化できるものと期待し、選任いたしました。
結城義晴	○	独立役員として届出しております。	長年流通業界向けの出版事業に携わると共に、セミナー・研修を主催されるなどの流通業界全般にわたる見識を有しており、その幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社意思決定の健全性と透明性の向上に資することを期待し、選任いたしました。 現在、株式会社商人舎の代表取締役社長の

			職にありますが、当社との間には特別の利害関係はありません。したがって、当社経営陣から著しいコントロールを受けることがなく、また、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうることもないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
--	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

業務部門から独立した社長直轄の監査室を設置し、選任3名が内部監査規定に基づき定期的に本社・工場・営業所及び関係会社等の監査を実施し、必要な改善を指示するとともに取締役会及び監査役会に対し監査結果について報告を行っております。また、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化を図っております。

監査役監査は、1名の常勤監査役(社外監査役)と3名の非常勤監査役(うち社外監査役2名)により、年度当初に監査役会で協議決定した監査方針、年間監査計画に基づき監査を実施しております。監査の有効性確保の一環として会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、内部監査に加え内部統制に関わる業務も実施している監査室から報告・説明を受ける等、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大島 誠	他の会社の出身者							△						
田嶋孝次	公認会計士													
浅野幹雄	他の会社の出身者							○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

独立

なお、上記金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、その個々の具体的な金額を、取締役については取締役会が決定し、監査役については監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

現在は社外取締役、社外監査役を補佐するセクションはありませんが、社外取締役(社外監査役)からの依頼に応じて、決算情報、業務監査報告、決裁書、営業報告、子会社業務報告、会議議事録等の資料提出や報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は「委員会設置会社制度」を採用せず、「監査役会制度」を採用し、経営の監視を行っております。

平成28年3月30日現在、取締役会には取締役8名(社外取締役2名、うち独立役員1名)によって構成されており、経営上の重要事項につきましては、グループ会社の経営問題を含め原則月1回の取締役会で審議し、会社の基本方針の決定及び業務遂行の管理・監督を行っております。取締役会には、4名の監査役(社外監査役3名、うち独立役員1名)が出席し、経営の監視を行う体制を採っております。

平成23年1月以降、当社は生産本部、商品本部、営業本部、コーポレート本部、関西統括本部の5本部制を敷き、本部長による定例会議を原則月2回開催し、取締役会で決定した方針の速やかな徹底を図ると共に、各本部の課題を全部門で共有し、討議できる体制をとっております。

また、当社は日配商品を取り扱っておりますので、市場の動向に素早く対応する必要があるため原則週1回、取締役、本部長、部長出席の業務連絡会を開催し、業務運営上必要な事項について迅速な処置・決定を行う体制を採っております。業務連絡会には、常勤監査役及び監査室も出席し、経営及び業務を監視しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

経営環境の変化に対応して迅速な意思決定を行うことがマーケットのニーズに応えることであり、延いては経営成果を取り組むことに繋がるとの観点から、意思決定のプロセスを簡素化するために取締役会でスピード感のある経営方針の意思決定が可能な体制にしております。

また、社外取締役選任による経営の意思決定に係る合理性の確保と共に社外監査役3名(うち独立役員1名)を含む4名で構成される監査役会の経営監視機能が十分発揮されることにより、透明度の高い経営が確保されるものと考えられることから、上記企業統治体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
その他	アナリスト・機関投資家には、個別対応で取締役コーポレート本部長が説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	現在のところ、当社HP上で情報公開しているのみです。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〈内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況〉

当社及びグループ会社は「おいしさに まごころこめて」という基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を実行するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（１）企業行動憲章を制定し、代表取締役社長を始め幹部社員が繰り返しその精神をグループ会社の全従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

（２）コンプライアンス業務を所管するコンプライアンス責任者を代表取締役社長とし、グループ会社全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

コンプライアンス責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

（３）企業を取巻く各種のリスクに迅速かつ的確に対処するため、内部監査部門をより一層充実させた監査室を設置する。グループ会社の役員及び従業員が直接報告することを可能とする従業員専用ホットラインを設ける。報告・通報を受けた監査室はその内容を調査し、コンプライアンス委員会に報告する。

（４）従業員の法令・定款違反行為についてはコンプライアンス委員会の諮問を受けてコーポレート本部長が、役員の法令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役会及び監査役会に具体的な処分を答申する。

（５）当社は反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、社内研修等を通じてその趣旨をグループ会社の役員及び従業員に周知徹底する。

反社会的勢力との対応は人事総務部が所管し、警察や弁護士等の外部機関と積極的に連携を図り、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟して情報収集に努め、反社会的勢力との取引等の未然防止に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、責任者をコーポレート本部長とし、文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書を随時閲覧できるものとする。文書管理規定についてはコーポレート本部長が監査室と協議し作成する。

3. 当社及び当社子会社に係る損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、コーポレート本部長をリスクに関する統括責任者として任命し、コーポレート本部においてグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。

内部監査部門が当グループ各社及び各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にコーポレート本部長及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下のシステムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

（１）職務権限・意思決定ルール の策定

（２）取締役を含めた本部長による原則月2回の定例会議

（３）取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施

（４）取締役会によるグループ各社の月次業績の検証及び改善策の実施

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（１）当グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社及びグループ各社全体の内部統制に関する担当部門をコーポレート本部とし、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

（２）当社取締役、各本部長及び各グループ会社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

（３）当社の監査役室及び監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果をコーポレート本部長及び担当部門の責任者に報告し、コーポレート本部長及び担当部門の責任者は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。また、監査役は会計監査人との緊密な連携により、財務の適正を確保する。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが、必要に応じて、監査の業務補助のための監査役スタッフを置くこととする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の各火に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を設置した場合、当該従業員は監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。

監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、評価等の人事権に係る事項の決定は、常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

8. 監査役会に報告するための体制

（１）監査役会に報告すべき事項を定める規定を監査役会と協議の上制定し、取締役は次に定める事項を報告することとする。

イ. 会議で決議された事項

ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ. 毎月の経営状況として重要な事項

ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ. 重大な法令・定款違反

ヘ. 従業員専用ホットラインの通報状況及び内容

ト. その他コンプライアンス上重要な事項

(2) グループ各社の取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

9. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制

当社は、監査役へ報告又は内部通報専用ホットラインへの通報を行った、グループ各社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨をグループ各社の役員及び従業員に周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

11. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は監査役会に対して、業務執行状況を報告する機会を設けるなどして、監査役と定期的に意見交換を行うものとする。

取締役会は業務の適正を確保するために、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する

当社は監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況〉

当社は、グループ各社が、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決していくことを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 社内規則の整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との対決を行動規範に定め、その具体的な内容を、研修等を通じてパートタイマーを含む従業員全員に周知徹底しております。

2. 対応統括部署および不当要求防止責任者について

当社グループでは、コンプライアンス担当の責任者をコーポレート本部長として、グループの反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等の対応を行っております。

3. 外部の専門機関との連携状況

当社グループでは、反社会的勢力からの接触や不当な要求があった時は、警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力対応を行っております。

4. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社グループでは、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、情報収集に努め、コンプライアンス担当部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示の基本方針

当社は、第一屋製パングループ行動指針の7つの行動基準の中で、情報開示に関して、「わたしたちは、株主はもとより広く社会に対し、適時かつ適正な情報公開を行う」旨を定め、この考え方に基づいて関係法令や東京証券取引所が定める適時開示規則等に従い、適時・適切な情報開示を行っております。

2. 適時開示の社内体制

(1) 決定事項

社内規定に基づき、取締役会において決定される重要な意思決定については、情報管理総括責任者であるコーポレート本部担当取締役を中心に、経営企画室、経理部、人事総務部が情報の重要性和適時開示の可否を判断しております。

(2) 発生事項

当社および子会社において重要事実が発生した場合は、各部門(子会社含む)から直ちに情報管理総括責任者であるコーポレート本部担当取締役に報告がなされ、情報管理総括責任者を中心に、経営企画室、経理部、人事総務部が事実の重要性和適時開示の可否を判断しております。

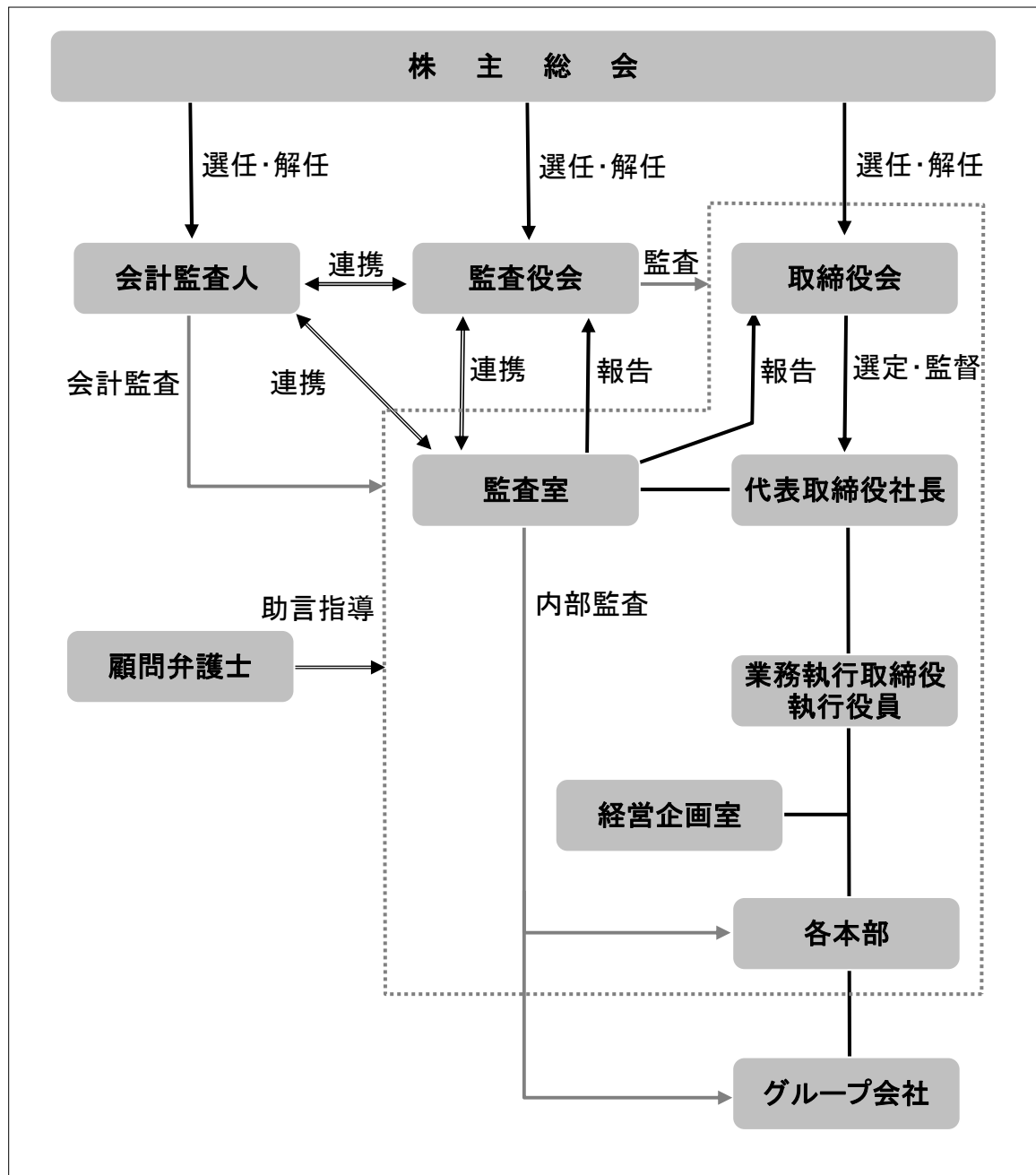
3. 適時開示の方法

適時開示が必要な場合は、決定・発生後遅滞なく、東京証券取引所が提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公表しております。

4. 適時開示体制のチェック体制

監査役および監査室が、重要事実の情報開示業務が適法かつ適正に遂行されているのかの業務監査を定期的かつ随時に行い、不具合を確認した場合はその是正を指示し、改善結果の確認を求める体制を採っております。

【参考資料①:コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【参考資料②:会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図】

